Ⅱ 個人情報保護

〇 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

【個情78条1項1号(旧行個(旧独個)14条1号)関係】

- 1 答申18(独個)9 「本人に係る小学校児童指 導要録の不開示決定に関す る件」
 - ・ 児童の法定代理人による 開示請求に対し、本件特有 の諸事情を考慮し、法14 条1号に該当するとした もの
- 2 不開示情報該当性について
- (3)(略)

本件については、家庭内暴力という家庭内の機微な内容が問題の 発端となっているものであり、また、本件特有の諸事情を考慮すれ ば、当審査会においてこれ以上の事実関係を調査することは、適当 ではないものと考える。しかしながら、仮に、異議申立人の主張す るとおり、家庭内暴力が妻に対してのみであって、児童 a に対して は行われていなかったとしても、父親の母親への暴力が児童 a に強 い恐怖心や不安感を抱かせ、その心身の健全な発育に悪影響を及ぼ すであろうことは容易に推測でき、さらに、小学校高学年の年齢に 達しているはずの児童 a が、母親に内緒で父親に連絡しようと考え るのであれば、例えば電話を掛けるなど何らかの方法をとることが できると思われるにもかかわらず、現在までそのような事実があっ たとは認め難いことからも、やはり、児童aと父親とは両者の意向 (利益) が一致する関係にあるとの推測は働き難く、児童 a が自身 に係る本件対象保有個人情報の開示請求をすること自体を欲して いるとは考えられないとする ○○大学の説明は、理解できるもの である。

以上のことから、本件においては、児童 a が、その法定代理人である父親から物理的又は精神的に暴力を受けている可能性は否定できず、それゆえ、このような事情の下では、児童 a にとっては、小学校児童指導要録に記載された自己の情報を父親が開示請求すること自体が、その意向に反するものであろうことは、おのずと推認され得るところである。

(4) このような状況を踏まえ、かつ、法定代理人の開示請求権はあくまでも本人(児童a)の利益を実現する手段として設けられていることを考慮すれば、本件対象保有個人情報の開示・不開示の判断に当たっては、児童aの生命、健康、生活又は財産を害するおそれについては、広く解することが適当である。

本件対象保有個人情報が記載されている小学校児童指導要録の様式は、上記1(1)に示したとおりであり、当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、本件対象保有個人情報には、大別すると、ア)児童 a の氏名、性別等の児童 a の父親であれば当然に了知していると解される内容、イ)児童 a の成績、学級担任者(氏名を含む。)による評価や出欠等に係る内容、そして、ウ)現在の児童 a の所在や現況把握に直接につながるであろうと思われる内容があるものと認められる。

そして、上記第2に示した異議申立人の主張をみると、異議申立

人は、本件の開示請求を通じて、児童 a を含む子供2人の所在が分かる情報又は当該所在そのものが判明しないまでも、それにつながる可能性のある情報を得ようとしていることは明らかであるから、ウ)については言うまでもないが、イ)についても、父親の家庭内暴力の原因が分からない状況下においては、これを開示することによって、およそ児童 a の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがないとまでは言い切れず、これらの情報は不開示とすることが相当である。

2 答申20 (行個) 1

「旧司法試験第二次試験ファイルの一部開示決定に関する件」

・ 合格枠制対象者である合格者の論文式試験の総合得点及び総合順位について、1号に該当するとは認められず、開示すべきとしたもの

3 不開示情報該当性について

(1) 法14条1号該当性について

諮問庁は、合格枠制対象者である合格者の総合得点及び総合順位を開示すれば、公開されている合格者数、制限枠の割合、合格枠制非対象者の総合得点、総合順位及びその合否結果等と照らし合わせることによって、その者が制限枠合格者であるか否かが容易に明らかになり、制限枠合格者であった場合、①劣等感など、望ましくない感情を誘引し、主観的な名誉感情や自尊心などの人格的利益が侵害され、また、②就職や顧客獲得等の業務に際して不利益に扱われ、その生活を害されるおそれがあるとしている。

法の趣旨にかんがみれば、法14条1号が適用される局面は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合と考えるのが相当である。

このことを踏まえて検討すると、本件開示請求を異議申立人が自らの意思で行っていた場合、①の点については、不開示とされた情報は、本人に開示しても深刻な影響を与えるような内容及び性質のものとは認められず、異議申立人本人が、仮に自らが制限枠合格者であったとしても、人格的利益が侵害される等はないと主張していることからすると、本人の要望に反して開示できない特段の事情があるとは認められない。

本人の意思に反して開示請求することを強要されるおそれを想定している上記②の点については、諮問庁は、法曹資格を有する者が増加し、大手法律事務所や企業内弁護士の雇用等に際して採用候補者を選別する場合に客観的な判断材料として司法試験の成績以外に適当なものが見当たらないことから、就職等において司法試験の成績の提出を求められる可能性があることは十分想定され、現に、日本司法支援センターのスタッフ弁護士の応募の例や、同一人が複数回開示請求を行うケースも見られることなどからも分かるように、就職等のため司法試験の成績の提出を求められていると見られる例が増加してきている旨説明する。

しかし、司法試験は、法曹となろうとする者の必要な学識及びその応用能力の有無の判定を目的とする国家試験であり(司法試験法第1条1項)、同試験の合格者と判定されている以上、本来、論文式試験の合格が無制限枠によるか制限枠によるかで、当該合格者が司法修習を経て法曹となったときの法曹としての資質において優劣が定まるものとは限らず、若年合格者のその後の成長を見込んだ上での合格枠制度の導入であれば、必ずしも制限枠合格者であることで不利益な評価や取扱いがされるものではなく、また、当該合格

枠制度による合格者の多くは既に就職を終えていると推測され、転職等をする場合であれば、司法試験の成績よりも、むしろ、それまでの弁護士等としての実績が当然に考慮されると考えられる。

そして、諮問庁の説明は、就職等のために司法試験の成績の提出 が求められ、制限枠合格者が採用に際して不利益に扱われていると いう事実を立証するに十分なものではなく、当審査会としても、そ のような実態が一般に生じていると認めることはできない。

以上の点などを総合的に勘案すれば、諮問庁の言う開示請求者が 不利益に扱われ、その生活を害されるおそれが生じる客観的な蓋然 性があるとは認められない。

したがって、論文式試験の合格が無制限枠によるか制限枠による かが明らかになるとする合格枠制対象者である合格者の総合得点 及び総合順位に関する情報は、法14条1号に該当するとは認めら れない。

- 3 答申21 (行個) 30 「特定個人の診療録等の不 開示決定に関する件」
 - ・ 未成年者の法定代理人で ある親から開示請求され た,育児心理科医師が記載 した診療録について,審査 請求人に開示すると,患者 である本人(審査請求人の 子)の今後の治療に支障を 来す等の可能性があると して,法14条1号に該当 するとしたもの

2 不開示情報該当性について

子の法定代理人である審査請求人は、他の病院や別の科を受診する 子の治療のために、受診している主治医の診療録が必要であると主張 する。

これに対して、諮問庁は、センターが、その専門医の「育児心理科 医師が行っている面談は他の人にその内容を知らせないことを前提 に行っている治療行為である。面談での会話内容が他の人に知られて しまうと、今後の治療に支障を来すおそれがある。」との見解を受け、 診療情報開示委員会を開き、「開示することにより、患者 (子)の病 状の悪化をもたらすおそれがある。」と判断したことを理由に、育児 心理科医師の記載した診療録に記載されている情報については、審査 請求人に開示すると、子の今後の診療に支障を来し、病状の悪化をも たらすなど、子の生命、健康等を害するおそれがあり、法14条1号 の不開示情報に該当すると説明する。

法12条2項の規定に基づき、法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合には、法定代理人の利益と本人の利益が常に一致するとは限らないことに留意する必要があり、また、法定代理人の開示請求権はあくまで子の利益を実現する手段として設けられていることを考慮すれば、当該診療録に記載された情報は、その開示が子について今後の治療に支障を来したり、病状等の悪化をもたらすことが予想される場合には、子の生命、健康、生活を害するおそれがある情報に該当すると解することが適当である。

育児心理科医師が記載した診療録を見分したところ、当該医師と子との会話の内容や家庭等の状況に係る機微な情報が記載されていることが認められた。

また、診療情報開示委員会は、診療情報の開示請求があった場合に、 その開示の是非について検討するものであって、当該診療録に記載された情報に関し、上記専門医の見解を受けて開催された当該委員会における「開示することにより、患者(子)の病状の悪化をもたらすおそれがある。」との判断は、当該委員会委員による慎重な合議の結果得られたものであると認められる。

以上から、当該診療録に記載された情報については、子以外に知ら

せないことを前提としたものであり、審査請求人に開示することにより、子の今後の治療に支障を来したり、病状等の悪化をもたらす可能性があると認められ、当該情報は、法14条1号の不開示情報に該当し、不開示とすべきである。

- 4 答申22(独個)9 「本人に係る診療録の一部 開示決定に関する件」
 - ・ 本人による自己の保有個 人情報の開示請求につい て、不開示としたもの
- 2 不開示情報該当性について (略)
- (3) 当審査会が、諮問庁の口頭説明において、精神科診療録に記載された各情報の内容・性質、当該各情報を不開示とする理由、当該各情報を開示することによる異議申立人の病状に与える影響とその判断根拠等について、精神科科長(教授)ほかから詳細な説明を聴取したところによれば、異議申立人は、診断が間違っていると訴えて病識(自身が病気であるという自覚)を欠いていることから、精神科診療録を開示することにより、異議申立人と医師との診療の基礎的な信頼関係の喪失をもたらし、ひいては、附属病院のみならず、他の医療機関を含めての治療・服薬の忌避を招き、諸症状の悪化につながるおそれがあるとの諮問庁の説明は、十分に首肯できるものである。
- (4) そして、諮問庁から、開示要項に基づく診療情報開示請求から法に基づく本件開示請求及び本件諮問に至るまでの、諮問庁における一連の検討に係る資料の提示を受けて確認したところ、開示要項に基づく診療情報開示請求時における附属病院の主治医を始め関係医師の意見を基にした精神科スタッフ会議(精神科の助手(助教)以上で構成され、全員が精神保健指定医(国家資格)として精神科専門医療経験と関連する法的知識を持つと認定されている。)及び診療情報委員会(附属病院長の委嘱を受けて、4名の診療科長と医療情報部長等で構成されている。)における検討結果等を踏まえ、原処分に当たっては、改めて情報公開・個人情報保護委員会(副学長、各病院長、学長の委嘱を受けた研究科(部)・研究所等の教授等で構成されている。)において、異議申立人の病状、開示した場合の影響等について慎重に検討されたことが認められ、この検討経過事実は、上記(3)の口頭説明における説明内容を裏付けるものである。
- (5) また、平成17年度厚生労働科学研究費補助金(障害保健福祉総合研究事業)として実施された「精神病院・社会復帰施設等の実態把握及び情報提供に関する研究」のうちの分担研究報告書「精神科医療施設におけるインフォームド・コンセントと情報開示の推進に関する研究」においても、診療記録の開示を拒み得る場合として、①診療情報の提供と開示が、患者本人の心身の状況を著しく損なう明らかなおそれがあるとき、②治療中断又は治療拒否をもたらす明らかなおそれがあるとき、③カ原中断又は治療拒否をもたらす明らかなおそれがあるとき、③現に、精神病症状等の症状が著しい場合が例示されており、この事実は、上記(3)の口頭説明における説明内容を根拠付けるものと言える。

以上から、特定の疾患で一定の症状等にある異議申立人に係る本件 開示請求の場合においては、精神科診療録の一部でも開示することに より、附属病院又は他の病院との信頼関係を損ね、診療を受けること を拒否することとなり、症状を更に悪化させるおそれがあるとの諮問

	は、全体として、法14条1号の異議申立人の生命又は健康を害する おそれがある情報に該当すると認められ、不開示とすることが相当で ある。
--	---